

【目的】「介護休業制度」の法制化をめぐる審議が、労働省、国会等で行われているが（1995年1月28日現在）、そこで検討されている法案を中心に、どのような内容が実際に老親介護と職業生活を両立させていくには望ましいのか、その実態に合った内容とはどのようなものか。それらの事柄について実際に各事業所において導入されている介護休業制度や介護実態から検討していくことを目的とする。

【方法】介護休業制度に関する法案の内容について、筆者が1990年に実施した「雇用労働者における老人介護の実態調査」、労働省が実施した「平成5年度女子雇用管理基本調査」と「介護に関する企業内福祉制度についてのガイドライン検討会議報告書」（1992年）での調査、連合が実施した「介護・看護休業制度調査」（1992）と「介護休業・短時間勤務制度取得者実態調査報告書」（1994）での調査から検討を行う。

【結果】①制度の普及状況は、徐々にではあるが普及している。しかし企業規模による格差は広がっている。②対象の範囲は、制度の位置づけを明確にしてから考えていく必要がある。③期間については法案では「3か月」としているが、休業保障が高い事業所が多いなどのメリットがある。しかし、1年間としている事業所が最も多く、取得者としても選択の幅がある。④保障については、制度取得者も「経済的に苦しい」とする者が多く、家族責任は男女双方で担うべきという観点から社会保険料だけではない生活保障が望ましい。